

令和8年度（2026年度）全日本同和会熊本県連合会事業費補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、部落差別（同和問題）の早期解決を目的とする啓発事業等の推進を図るため、全日本同和会熊本県連合会（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助金額）

第2条 補助金の交付の対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
補助事業者が実施する同和問題の早期解決を目的とする啓発、指導者の養成をはじめとする自立向上支援、産業振興等に係る事業及び活動に要する経費（別表のとおり。ただし、参加費等を徴収する主催事業に要する経費は、補助の対象外とする。）	金10,030,000円以内

（交付額の算定方法）

第3条 前条の規定により補助事業者に交付する補助金の交付額は、別表の第2欄の業務名ごとに第3欄の直接事業費、活動費及び共通事務費を実績に応じて算定した額を合算して得た額とする。また、業務名ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

（1）事業計画書

（2）収支予算書

3 第1項の申請書の提出期限は、令和8年（2026年）5月15日とし、その提出部数は、1部とする。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(補助事業内容等の変更)

第6条 補助事業者は、補助金交付決定後、補助事業に要する経費の10分の2を超える額の増減がある等により、規則第7条の規定による補助事業の内容等の変更をしようとするときは、速やかに変更申請書(別記第3号様式)を知事に提出してその承認を受けるものとする。

2 前項の規定による補助事業の内容等の変更承認に係る決定通知は、補助金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(申請書の取下げ)

第7条 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

3 第1項の実績報告書の提出期限は、令和9年(2027年)3月31日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、別記第7号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、別記第8号様式の請求書によるものとし、必要に応じて関係書類を添付するものとする。

3 概算払請求に当たっては、交付決定額の2分の1以内を令和8年(2026年)6月末までに、残額を令和8年(2026年)10月以降に請求することができるものとする。

(関係書類の保管期間)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年間とする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条）

1 区分	2 業務内容		3 補助対象経費内訳・対象額等						
	業務名	内容	直接事業費	補助対象額	活動費(1人当たり)	(基準単価：円)	補助対象額	共通事務費	補助対象額
事業	啓発研修 ( 県民等啓発)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画業務</li> <li>・連絡調整業務</li> <li>・広報業務</li> <li>・実施業務</li> <li>・検証業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室借上費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・使用料</li> </ul>	の 所要額	報酬(指導的業務) 1時間	1,640	に係る 時間数× 基準単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所借上費</li> <li>・事務機器等リース料</li> <li>・光熱水費</li> <li>・事務用品費</li> </ul>	の所要 額の4分 の3
	人材育成研修 ( 地区住民人材育成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画業務</li> <li>・連絡調整業務</li> <li>・広報業務</li> <li>・実施業務</li> <li>・指導業務</li> <li>・研修参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料</li> <li>・会場借上費</li> <li>・賃金</li> <li>・講師謝金</li> <li>・研修会等参加費(人材育成研修のみ)</li> </ul>		報酬(事務的業務) 1時間 1,460	通信運搬費のうち後納郵便(口座振替)については代金の4分の3			
活動	相談・支援 ( 個別相談支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民相談の対応</li> <li>・助言等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室借上費</li> <li>・印刷製本費</li> </ul>	の 所要額	旅費(九州:日帰り1回) 16,000	旅費(九州:泊あり1回) 13,000 自家用車同乗者	これにより難しい場合は別途協議すること。		
	折衝・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの相談や啓発研修等に係る行政機関、関係諸団体との調整・打合せ・折衝等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信運搬費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・使用料</li> </ul>						

上表の旅費の基準単価は補助金交付の上限額。なお、「関東」「関西」は実費支給とし、宿泊を伴う場合は宿泊手当として2,400円を加算することができる。その他は基準単価で支給する。

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
申請者  
氏 名

令和8年度（2026年度）全日本同和会熊本県連合会  
事業費補助金交付申請書

令和8年度（2026年度）において、下記のとおり部落差別（同和問題）の早期解決を目的とする住民の啓発、自立向上支援及び産業振興等の事業を実施したいので、令和8年度（2026年度）全日本同和会熊本県連合会事業費補助金 金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び令和8年度（2026年度）全日本同和会熊本県連合会事業費補助金交付要項第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

別記第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者の氏名） 様

熊本県知事

令和8年度（2026年度）全日本同和会熊本県連合会  
事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました令和8年度（2026年度）全日本同和会熊本県連合会事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により 金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
申請者  
氏 名

令和8年度(2026年度)全日本同和会熊本県連合会  
事業費補助金変更申請書

年 月 日付け人同政第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び令和8年度(2026年度)全日本同和会熊本県連合会事業費補助金交付要項第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更理由

添付書類

- 1 事業変更計画書
- 2 収支変更予算書

第 号  
年 月 日

(申請者の氏名) 様

熊本県知事

令和8年度(2026年度)全日本同和会熊本県連合会  
事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました令和8年度(2026年度)全日本同和会熊本県連合会事業費補助事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項及び令和8年度(2026年度)全日本同和会熊本県連合会事業費補助金交付要項第6条の規定により承認し、令和8年度(2026年度)全日本同和会熊本県連合会事業費補助金 金 円(前回までの交付決定額 金 円)に変更することに決定しましたので、同規則第7条第3項の規定により準用する同規則第6の規定により通知します。

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
補助事業者  
氏 名

令和 8 年度（2026 年度）全日本同和会熊本県連合会  
事業費補助金実績報告書

年 月 日付け人同政第 号の交付決定通知に基づき標記事業を実施  
したので、熊本県補助金等交付規則第 13 条及び令和 8 年度（2026 年度）全日本同和  
会熊本県連合会事業費補助金交付要項第 8 条の規定により、関係書類を添えてその実績を  
報告します。

記

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書

第 号  
年 月 日

（補助事業者の氏名） 様

熊本県知事

令和 8 年度（2026 年度）全日本同和会熊本県連合会  
事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け人同政第 号で交付決定しました令和 8 年度（2026 年度）全日本同和会熊本県連合会事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第7号様式(第10条関係)

令和8年度(2026年度)全日本同和会熊本県連合会  
事業費補助金交付請求書

年 月 日付け人同政第 号で確定の通知があった令和8年度(2026年度)全日本同和会熊本県連合会事業費補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

口座振込払	銀行	支店
預金種別		
口座名義		
口座番号		

年 月 日

補助事業者 住 所

氏 名

熊本県知事

様

別記第 8 号様式（第 10 条関係）

令和 8 年度（2026 年度）全日本同和会熊本県連合会  
事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け人同政第 号で交付決定の通知があった令和 8 年度（2026 年度）全日本同和会熊本県連合会事業費補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 16 条及び令和 8 年度（2026 年度）全日本同和会熊本県連合会事業費補助金交付要項第 10 条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振込払	銀行	支店
預金種別		
口座名義		
口座番号		

添付書類

1 概算払理由書

年 月 日

補助事業者 住 所

氏 名

熊本県知事

様

別記第8号様式（第10条関係）

令和8年度（2026年度）全日本同和会熊本県連合会事業費補助金概算払理由書

概算払を必要とする理由